

だいじゅ移動支援事業重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	ダイジュ
法人種別	株式会社
法人所在地	愛知県岡崎市籠田町 12 番地 第 1 藤村ビル 2 F
電話番号	0564-24-6780
代表者氏名	水野 豊

2 事業所の概要

事業所の名称	だいじゅ
事業所の所在地	愛知県岡崎市籠田町 12 番地 第 1 藤村ビル 2 F
事業所の電話番号	0564-24-6780
サービス提供地域	岡崎市
主たる対象者	特定無し
営業時間	月曜日から金曜日 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 (祝日、8 月 13 日～15 日及び 12 月 30 日～1 月 4 日は除く)
サービス提供日・時間	月曜日から日曜日 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 (サービス提供時間以外にも利用者の意向・相談に応じサービスを提供します) ただし、8 月 13 日～15 日及び 12 月 30 日～1 月 4 日は除く。
事業所番号	岡崎市 2363110756 号
登録年月日	令和 3 年 8 月 1 日指定
運営方針	利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の支援を効果的に行います。
事業所が行っている他の業務	居宅介護事業 重度訪問介護 訪問介護 予防専門型訪問サービス

3 事業所の職員体制

職種・兼務	常勤（人）	非常勤（人）	資格等
管理者 （サービス提供責任者兼務）	1		実務者研修修了証
サービス提供責任者（管理者兼務）	3		介護福祉士 実務者研修修了証
ヘルパー		12	介護福祉士 ヘルパー2級等

4 サービスの内容

①移動支援

社会生活上必要不可欠な外出	官公庁や銀行等の公共機関への用務
その他の外出	地域社会における余暇活動の充実

5 利用料金

（１）移動支援支給対象サービス利用者負担額

提供した移動支援サービス費用の利用者負担割合の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり市町村から受領した費用の額については、利用者に通知します。

（２）その他の料金

サービスに関わる実費負担	公共交通機関利用時の交通費、入場料等が必要な場合、サービス利用時に、その都度ご負担して頂きます。（ヘルパー分含む）
待ち合わせ等に関する実費負担	現地集合・現地解散（市町村により異なります）の場合に限り、スタッフが公共交通機関、公共の駐車場を利用させて頂く場合がございます。その際は、あらかじめ同意を得た上で利用額を負担して頂きます。
食事代の負担について	サービス提供中に食事を必要とする場合はヘルパーの食事分（１食３００円）を負担して頂きます。

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の１日前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ご利用の２時間前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ご利用の２時間前までにご連絡いただけなかった場合 → １５００円
- ・ご利用の１時間前までにご連絡いただけなかった場合 → １５００円

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を発行しますので、月末までに銀行振り込みか現金にてお支払下さい。現金の場合は、領収書を発行いたします。銀行振り込みの場合は振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

【振り込み先】

碧海信用金庫	岡崎支店 (普) 6061619 株式会社 ダイジュ
岡崎信用金庫	中央支店 (普) 9036199 株式会社 ダイジュ

6 利用の一時見合わせ

(1) 事業者は、利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書にて通知することにより、受け入れを一時見合わせすることができる。

1. 安全配慮の観点から事業所が利用の一時見合わせが必要と判断した場合
2. 契約時のニーズ等が利用開始直後から著しく変化し、事業所が対応困難と判断させて頂いた場合
3. その他において事業所が利用の一時見合わせが必要と判断した場合
4. 利用者が一時入院した場合

7 契約解除

(1) 利用者は事業者に通知することによりこの契約を解約する事ができます。但し次の事由に該当する場合には利用者は、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

1. 事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合
2. 事業者が守秘義務に違反した場合
3. 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

(2) 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書にて通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

1. 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院できる見込みがない場合
2. 利用者が事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがない場合
3. 安全配慮の観点から3ヶ月間の間に利用が一度もない場合

(3) 事業者は以下の場合、直ちに契約を解除することとします。

1. 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為があった場合
2. サービス利用時、再三再四の指導にも関わらず自傷行為、他害行為、物損行為が繰り返され改善が見込めない場合
3. 意見の相違等によりご本人、家人との信頼関係構築に著しく支障をきたすおそれが認められる場合
4. 個々の利用者へのサービス提供の公平性を担保する観点から保護者を含む利用者からの過度の要求により、事業所の運営、他利用者に不利益をきたす事案が発生した場合
5. 法改正等に伴い、サービス自体がなくなった場合
6. 天災、災害その他やむを得ない事由により施設を使用する事が困難な場合
7. 事業所が休廃止した場合
8. 利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

利用申し込みについて	毎月 20 日までに利用申し込みをお願い致します。尚 20 日以降の利用申し込みはお断りさせて頂く場合がございます。
受給者証の確認について	受給者証の記載内容に変更があった場合は新しい受給者証又はコピーの提出をお願い致します。
契約時間の変更について	契約時間の追加、変更を希望される方は受給者手帳に事業所の記入が必要となりますので、ご提示をお願い致します。
サービス利用日のキャンセルについて	サービス利用日にキャンセルをされる場合は必ず事業所まで電話にてご連絡をお願い致します。 (土、日、祝日、受付電話番号：090-3967-9226)
登録ヘルパーとの連絡について	登録ヘルパーへの直接の電話、メール等による利用申し込み、予定の確認等のご遠慮下さい。
ヘルパーについて	場合によっては男性ヘルパー・女性ヘルパーを選ぶ事は出来ませんので、ご了承をお願い致します。

9 個人情報の管理、保護及び情報開示について

- (1) 事業所は法令に基づいて利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また記録及び情報については契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報につきましては個人情報保護法に基づき対応をさせていただきます。但し、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を依頼された場合は利用者の同意を得た上で、情報を提供致します。

します。

10 緊急時及び事故発生時の対応について

- (1) サービス提供時間中、利用者の健康状態の急変や怪我の治療を必要とする場合、医師に連絡を取る等の必要な処置を行うとともにあらかじめ届けられた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。
- (2) 利用時の健康状態の急変、怪我の治療を有する場合を想定し、以下の証明書のコピーを事業所にて保管させていただきます。
 - ①保険証
 - ②医療受給者証
 - ③受給者証

11 損害賠償保険及び損害賠償

- (1) 下記の損害賠償に加入をしています。
保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 福祉事業者総合賠償責任保険
- (2) 損害賠償
事業者はサービスを提供するにあたって、当事業所の過失により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は保険会社を通して損害賠償いたします。

12 虐待の防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 松尾 有樹
 - (2) 苦情解決体制を整備しています。

13 サービス内容に関する苦情

- (1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービスに関するご相談については以下の窓口で受け付けます。
苦情受付担当者 松尾 有樹
苦情解決責任者 水野 豊
電話／FAX 0564-24-6780
受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後18時
対応 苦情受付後の対応については第三者委員を介し、双方紳士的に協議を進め問題の解決を図ります

苦情受付及び苦情解決窓口

第三者委員（矢作西学区民生委員） 稲垣 照子	受付時間	月曜日から金曜日 午前１０時～午後１２時まで
	受付方法	電話：０５６４－３１－５６５２
第三者委員（伝馬町副総代） 本多 秀行	受付時間	月曜日から金曜日 午後１時～午後３時まで
	受付方法	電話：０５６４－６４－１８６３
岡崎市役所障がい福祉課	受付時間	月曜日から金曜日 午前８時３０分～午後５時１５分
	受付方法	電話：０５６４－２３－６８５３
愛知県運営適正委員会 （愛知県社会福祉協議会）	受付時間	月曜日から金曜日 午前９時～午後５時 （休み：祝祭日、１２月３１日～ １月５日）
	受付方法	電話：０５２－２１２－５５１５

１４ 第三者評価について

当事業所は第三者評価を実施していません。

移動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 〒444-0041

(所在地) 愛知県岡崎市籠田町 1 2 番地 第 1 藤村ビル 2 F

(名 称) 株式会社 ダイジュ

代表取締役 水野 豊

印

TEL & FAX (0 5 6 4) 2 4 - 6 7 8 0

説明者氏名

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人又は立会人等

(住 所)

(氏 名)

印